理系エリアの教職員 各位

# 2019年度の粗大ごみ廃棄について

標記について、下記のとおりとなりますので、貴研究室の皆様へ周知方お願いいたします。

記

### 1 粗大ごみの受入日及び場所

- (1) 受入日:毎月第4木曜日(日程は別紙1のとおり)※例外あり
- (2) 場 所:図書館地下(一時仮置場所)
  - ※ 受入日に限り一時的に仮置きする形式で収集します。なお、図書館本館地下は、 ごみの集積所ではありませんので、受入日時以外の日に搬入することを禁じます。

#### 2 受入日時

原則、毎月第4木曜日の 午後2時から1時間程度【時間厳守】 (日程は別紙のとおり)

※職員の立会いにより、指定日時に適正な分別、排出がなされたことを確認したものに限り受け入れます。

### 3 粗大ごみ廃棄予定リストの提出

廃棄予定の対象物品がある場合は、別紙「粗大ごみ廃棄予定リスト」を作成し、別途スケジュールに記載の日付までに、提出してください。

受入日当日は、「粗大ごみ廃棄予定リスト」に基づき、廃棄物のチェックを行います。

### 4 受入対象となる粗大ごみ

受け入れの対象となる粗大ごみは、不用となった備品類のうち使い回しのきかないもので、大きさが概ね一辺30cmを超えるものです。それ以下の大きさのものについては通常のごみとして処分してください。

また、再使用可能な物品は所属換えを行うなど有効活用し、廃棄物の減量にご協力をお願いします。

#### 5 粗大ごみの分別

粗大ごみの一時仮置場所では、次の3種類に分別しています。不明な場合は、当該物品の 構成比率が高い材質で判断してください。

また、下記①~③以外に分類されるものは、契約品目外のため、受け入れできませんので ご注意ください。

- ① 廃プラスチック類
  - 廃ポリウレタン、廃スチロール、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃ポリ容器類、 電線の被覆くず等
- ② 金属くず
  - 鉄くず、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、研磨くず、 溶接かず等
- ③ 木くず

廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板れき、廃チップ、木製パレット等

### 6 受入を行わないごみ

次の物品は粗大ごみとしての受け入れは行いませんのでご注意ください。

### (1)家電4品目

次の特定家電製品は特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく処理を 行うため、別途収集します。粗大ごみでは出さないようにお願いします。収集日は、後 日改めてご案内します。(年1回程度実施予定)

- ①テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
- ②家庭用冷蔵庫・冷凍庫
- ③洗濯機•衣類乾燥機
- 4家庭用エアコン

### <u>(2)塗料・燃料・薬品・ガス類</u>

所有者の負担において、適正な処理業者へ処理を依頼してください。なお、燃料・薬品・ガス類の容器についても所有者において処分してください。

塗料の缶については、内容物がないことが確認できる場合に限り金属ごみとして受け 入れます。

## (3)薬品等の付着のある実験機器類

所有者の負担において、適正な処理業者へ処理を依頼してください。

### (4)業務用冷蔵庫等(フロン未回収)

フロンを使用している業務用冷蔵庫等を廃棄処分する場合、フロン未回収のものは受け入れできません。

フロンを適正に回収し、フロン回収行程管理票写しを添付したものについてのみ粗大ごみとして受け入れます。

### (5)内容物が入ったままの什器

内容物を別途適正に分別し処分したうえで、持ち込みしてください。

(6)車両類(自転車・バイク・車)

所有者の負担において、適正な処理業者へ処理を依頼してください。

### <u>(7) 一台当たり1,000kgを超えるもの</u>

金庫等の重量物は各所属で別契約により処分してください。

## (8)大学の所有ではない物品

個人所有の物品は、個人の費用負担により処分してください。

#### (9) 備品類の梱包材

段ボール等は資源ごみ、発泡スチロールは不燃ごみとなります。また、備品納品時の 発生材、梱包材等は必ず納入業者に引き取らせ、廃棄物の減量にご協力をお願いします。

# ※パソコン機器類(PCリサイクル対象品)

パソコン本体、ディスプレイ、キーボード等本体付属品一式は、資源有効利用促進法に基づく処理を行うため、別途収集(リサイクル)を行っています。粗大ごみでも提出は可能ですが、リサイクルでの提出を推奨します。収集日は、後日改めてご案内します。 (年1回程度実施予定)

#### 7 その他

(1) 上記に違反してごみを搬入した場合

分別・排出ルールに違反して投棄された物品は、全て排出元による引取りとなります。 あわせて、違反した部署からの粗大ごみ受け入れを停止します。

(2) 大量に廃棄処分する場合

大量に廃棄する予定がある場合は、必ず下記担当までご連絡ください。

(3) 固定資産及び少額資産の手続き

資産を廃棄する際は、必ず事前に会計係にて除却手続きを行ってください。